

朝鮮民主主義人民共和国に対する日本の経済的孤立圧殺政策

朝鮮社会科学院経済研究所研究員 姜哲敏（カン・チョルミン）

最近、日本の朝鮮民主主義人民共和国に対する経済制裁は、極度に厳重な段階に入っている。朝鮮民主主義人民共和国に対するさまざまな経済「制裁措置」などが続いて取られる一方、共和国の海外公民団体である総聯の経済的基盤を破壊するための圧力がさらに強化されている。

敬愛する金日成主席は、「朝・日二国間の誤った過去を清算して関係を正常化することは第2次世界大戦が終わった後、すぐ解決しなければならない問題でありました。しかし、残念ながら日本執政者は過去を反省して正しい道に進もうとする日本人民の意志とは反し、わが共和国に対する非友好的な政策を実施しました」と語った。

日本が第2次世界大戦で敗戦した後、今日に至るまで、60年を越える非常に長い間、絶えず加えてきたわが共和国に対する経済的孤立圧殺政策は、40余年間にわたった日本帝国主義の植民地強権統治に劣らない犯罪行為である。朝鮮民主主義人民共和国政府は、平等と互惠の原則において自らを友好的に接するすべての国と親善関係を結ぼうとする公明正大な対外政策に基づいて、創建初日からとえ社会制度が異なるとしても、日本との善隣関係を結ぶことを希望してきた。しかし日本は敗戦後、今日まで朝鮮民主主義人民共和国に対する敵対視政策を国策として立て、わが共和国に反対する経済的孤立圧殺政策を一貫して行っている。

日本の反共和国経済的孤立圧殺政策の特徴は、それが米国の対朝鮮敵対視政策に便乗して敢行されており、対外政策関係のすべての面において行われ、かつ共和国の神聖な海外公民団体である総聯と在日同胞までもを対象にして行われていることにある。

1. 日本は米国の対朝鮮経済封鎖政策の忠実な執行者

日本は、何よりわが共和国を孤立圧殺するための米国の対朝鮮経済封鎖政策の突撃隊として行動している。日本は、米国が組織した反動的な機構と協定に積極的に加担して、

米国の反共和国経済政策の突撃隊として行動してきた。

日本は、1950年に米国が「外国資産管理規則」を制定した当時から共和国に対する貿易および財政的封鎖を実施した。日本は、米国がわが国をはじめとする社会主義国を経済的に「封鎖」する目的で北大西洋条約機構（NATO）メンバー国によって組織された「対共産圏輸出統制委員会（COCOM）」に1952年から加入して、わが共和国に対する経済封鎖の先頭に立った。COCOMが解散した1994年まで、この機構にはNATO成員国を除いて、日本と他の一つの国¹だけが加入していたという事実だけ見ても日本の反共和国経済封鎖の真相を予測することができる。

東ヨーロッパの社会主義国の崩壊によって、有名無実化した「対共産圏輸出統制委員会」が解散し、その代わりに「ワッセナー・アレンジメント²」が締結された時にも日本はそれに積極的に追従しながら、この「条約」に従う「義務」を履行するという名目下でわが共和国に対する経済封鎖を強引に実行した。それだけではなく、日本はわが共和国の船舶、飛行機を取り締まり、捜索、拿捕するのを主要目的として、米国が主導する「拡散に対する安全保障構想（PSI）」に艦船と航空機を派遣するなど、共和国に対する海上および空中封鎖を狙った多国籍海上検索にも誰よりも先頭に立った。

日本は、米国がわが共和国に対する経済制裁の度合いを強めながら、朝鮮半島情勢を悪化させる時、常にそれに追従しながら、共和国に対する圧力と制裁を強化した。日本は、特に1990年代に入って米国の反共和国孤立圧殺政策の突撃隊として、「集団的な制裁」を加えることにおいて誰よりも先頭に立った。

わが共和国に対する米国の「核疑惑」騒動に合わせて、日本はわが共和国が人工地球衛星を発射した時、それを「弾道ミサイル発射」として認定し、制裁を主張しつつ、国際機構にまでわが共和国に対する経済制裁を強化するように主張した。そして、総理、外相をはじめとする高位人物が

¹【訳者注】他の一国とはオーストラリアである。なお、アイスランドはNATO加盟国でありながらも、COCOMには参加しなかった。

²【訳者注】正式名称は「通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント（The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies）」である。ワッセナー協約とも呼ばれる。この協約は、条約ではないので、国際法上の義務は発生しない。加盟国はアルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国である。

米国と連携して、ミサイルを再発射する場合「朝鮮半島エネルギー機構（KEDO）」の資金支払いを再考するだけでなく、何らかの「対応策」をたてなければならぬと主張したし、その後KEDO事業を停止させることに大きな役割を果たした。

日本の反共和国経済封鎖は、新しい世紀に入って、より無謀な米国の反共和国圧殺政策に便乗して、「拉致問題と核、ミサイル問題」の解決を前面に立ててより強度を上げて実行された。日本の自民党は、2003年10月に「拉致対策本部」を組織して、翌2004年11月共和国に対する経済制裁を5段階で設定したその中間報告³を発表した。米国の対朝鮮敵対視政策に便乗して、わが共和国を経済的に孤立圧殺するための日本の反共和国経済封鎖は、2006年にあった自衛的なミサイル発射訓練と核実験以後絶頂に達した。

2006年、わが共和国がミサイル発射訓練と核実験を行った直後、米国は国連安保理事会を開き、共和国に集団的制裁を加えるための反共和国「決議」を採択した。「核問題」を騒ぎながら、反共和国連合を形成しようとする米国の要求に応じて日本は国連安保理事会「決議」を持ち上げて国連制裁とは関係なく「独自の制裁」に出るといいながら、反共和国経済封鎖の度合いを強めている。すでに以前から共和国の貨客船「万景峰 92」号に対して「不正送金船」、「スパイ工作船」、「核およびミサイル部品運搬船」、「拉致および麻薬密輸船」という宣伝を大々的に行いながら、「特定外国船舶入港禁止法案」を採択して、その運航を妨害してきた日本当局は、2006年7月「万景峰 92」号の運航を禁止することに対する内閣の「制裁措置案」を国会で正式に通過させたし、10月には入港禁止対象をすべての共和国船舶に拡大し、「金融制裁」発動まで決定した。日本政府は、2007年4月と10月において2回にわたって、わが国の船舶の入港全面禁止とすべての品目の輸入禁止など期限が満了する対朝鮮制裁措置を6ヶ月間延長することを定めた。貿易船舶の日本入港と両国の貿易取引は、朝・日両国の利益と友好親善を図って、国際的な経済交流事業のために行われる正当な貿易活動の一環である。したがって、日本政府のこのような決定は、戦後日本のどの政権もまったく考えもしなかった共和国に対する嚴重な主権侵害行為である。

日本は、米国とともに、共和国に対する国際機構の開発協力の提供を遮るための行為も行っている。米国は2007年はじめから国連開発計画（UNDP）の「協力資金流用」と

いう話にもならない虚言を弄しながら、共和国の対外的イメージを落とそうとしたし、これに便乗して、日本は対朝鮮開発協力を遮断するようUNDPに圧力を加え、執行理事会の一部成員国を唆して、すでに審議において通過した対朝鮮協力計画を再審議するようにさせた。UNDPが米国と日本の圧力に屈服することによって、共和国とUNDP間の協力は中断を余儀なくされた。

国際法は、どのような国も他の国に反対することを目的として、国際的連合を実現することを禁止しており、特に自らの利己的な目的のために、他の主権国家の利益を侵害することを許さない。したがって、米国に追従して行われた日本の反共和国経済封鎖は、どのような国際法的基礎もない不法かつ非道な行為となる。

2. 対外経済関係のすべての面における朝鮮に対する日本の経済封鎖

日本は、次に対外経済関係のすべての面において共和国に対する経済封鎖を実施している。支配と隷属がなく、侵略と戦争がない、自由で平和な世界において親善協力関係を発展させることは、一つの時代的な流れである。日本は、このような時代的趨勢に逆行して、貿易をはじめとして金融、技術交流、住民往来をはじめとする対外経済関係のすべての面において反共和国経済封鎖を行っている。

共和国に対する日本の経済封鎖においてなによりも重要な分野は貿易である。当初、日本政府は、朝・日両国の間の貿易を封鎖しようとする意図の下に、朝・日間の経済交流それ自体に反対したし、直接貿易を承認しなかった。日本政府は、共和国との経済文化交流を望む内外の終始一貫した要求に対抗するように1955年10月24日、各省の次官会議において共和国との貿易をはじめとする一切の交流を禁止するという決定を採択した。日本政府のこのような反共和国経済封鎖政策によって、朝・日間の貿易は間接的方式の制限された範囲内に止まらなければならなかった。この商品取引方式は、日本の商社が中国や香港の商社と貿易契約を結ぶ形式で、日本の輸出品は中国の大連や香港に降ろし、わが国の輸出品は原産地を中国や香港と表示して、大連港と香港で船積みして、商品代金は中国銀行と香港銀行を通して決済する、貿易方法として不合理で変則的なものであった。

1960年代に入って、共和国の経済的威力と公明正大な対

³【記者注】自民党拉致対策本部が2004年11月に中間報告としてまとめた経済制裁案は、第1段階として人道支援を凍結・延期、第2段階で送金の報告義務の厳格化、第3段階で特定品目の貿易停止、第4段階で特定船舶の入港禁止や貿易の全面停止、第5段階で船舶の全面入港禁止を想定している。

外貿易政策、そして朝・日経済関係の改善のための日本人の要求によって、朝・日貿易禁止措置が解除された。しかし、日本政府は共和国と日本の貿易会社との直接決済、輸出銀行融資を相変らず禁止しただけでなく高率関税を適用しながら、朝・日貿易に人為的な制動をかけた。日本政府が直接貿易を進行する上で、必須条件のひとつである貿易代金の直接決済を禁止する措置をそのまま維持したことは、朝・日貿易に人為的な障害を作り出すことによって、それを何としても止めようとする意図から出発したものだ。日本政府は、貿易業者などに輸出入銀行を通して資金を融資している彼らの一般的な慣例とは異なり、朝・日貿易に従事する日本の輸出業者に対する輸出銀行融資を禁止した。共和国と貿易に従事する日本商社の大半が中小規模の会社である条件下で、彼らに対する輸出融資の禁止措置は、日本の商品輸出を事実上遮断しようとするに他ならなかった。

日本政府が1973年12月に輸出入銀行融資を「承認」したとはいえ、それさえ数件の機械および設備輸出に対することに止まり、1974年12月以後にまた融資自体が禁止され、通産省による輸出保険業務も廃止された⁴。

貿易分野において共和国に対する日本の制裁は、その関税政策でも明らかである。日本は、他の発展途上国に対しては「特惠税率⁵」を適用しているが、共和国に対しては国家関係がないということを行い非常に高い「国定税率」を適用する不当な輸入関税政策を実施している。これは共和国の輸出品に対して高率の関税を賦課する方法で共和国の輸出それ自体を封鎖し、経済的負担を加重させることに目的がある。日本のこのような差別的な輸入関税の適用によって、日本側が発表した資料によれば、1995年に共和国は9億5千万円の関税を追加して負担しなければならなかった。貿易分野において共和国に対する各種制裁措置を取っている日本は、2006年10月に共和国船舶の入港全面禁止とすべての品目の輸入禁止などを決定することによって朝・日貿易その自体を完全に禁止した。

朝鮮民主主義人民共和国を経済的に封鎖窒息させるための日本の行為は金融分野でも敢行されている。在日朝鮮人をはじめとする個別的な人々と企業の共和国に対する送金遮断を目的に「対北送金および現金搬出に対する報告と申

告体系」の強化検討を検討した日本は、2004年2月に国際的合意がなくても日本単独で共和国に対する経済制裁措置を発動することができるという反共和国経済制裁法案である「外国為替法改正案」を国会で通過させ、その具体的な施行細則を発表した。「外国為替法改正案」の立法化において、日本は共和国の資産に対する競売申請と預金の差押も推進する意向を明らかにした。整理回収機構が債務返還のための総聯の誠意ある提案を無視して総聯中央会館に対する競売申請を強行したことは、整理回収機構が債権回収より総聯中央会館の強奪を唯一の目的としていることを如実に見せている。

日本の総聯弾圧の目的は、最近日本警察庁のある高位官僚が告白した通り共和国に対する「制裁と圧力を強化」するためである。総聯は、日本で在日朝鮮人の尊厳と自主権、同胞の民主主義的民族権利を擁護する共和国の神聖な海外公民団体である。総聯を迫害しその活動を制限して、総聯に対するテロ行為を庇護助長させることこそ共和国に対する全面的な挑戦であり、朝鮮民族の尊厳と自主権に対する侵害である。

日本政府は、在日同胞に対する不当な経済的迫害と弾圧行為も執拗に行っている。人は誰でも生存の権利を持っており、それは安定した職業と自由な経済活動によって保障される。だが、日本で住むわが同胞は政府の深刻な民族差別政策によって職業の選択で激しい制限を受けており、小規模企業活動さえ各方面で弾圧を受けている。日本政府は、憲法と労働基準法などで「職業選択の自由」、「国籍による差別禁止」を公布したが実際は在日朝鮮人の自由な職業選択の道を遮っている。日本政府は、在日同胞商工人の企業活動に対しても弾圧を加えている。日本当局は、1949年に「外国人財産取得令」を發布して、在日朝鮮人の財産所有を制限した。また、「鉱業法」、「船舶法」、「航空法」、「漁業法」、「銀行法」などを操作して、在日同胞から鉱業権、船舶および航空機所有権、遠洋漁業権、銀行業権をはじめとする重要な産業部門営業権をすべて強奪した。それだけでなく在日朝鮮商工人の中小企業活動まで抹殺しようと融資禁止、原料と資材供給の制限、過重な税金賦課、「経済査察」制度の適用など各種弾圧措置を取った。これは、少数民族を保護して彼らの権利を保障し、差別を防止するこ

⁴【訳者注】日本が北朝鮮向け貿易保険を停止したのは、北朝鮮による貿易代金未払いが直接的な理由である。

⁵【訳者注】一般特惠関税制度は、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度である。国連貿易開発会議（UNCTAD）において、南北問題解決の一手段として先進国から開発途上国に対し一方的に便益を与える特別の措置として検討がなされ、制度の枠組みが合意された。日本はその合意に基づき1971年から実施している。北東アジアで対象となっていないのは国家・地域は、韓国、台湾、香港、マカオ（所得が高いため）、ロシア（旧ソ連は先進国扱い）、北朝鮮である。

とに対する国際条約に違反した人権蹂躞行為であり、現代版の民族肅清行為である。

日本が何らかの「制裁」で共和国を経済的に窒息させて「屈服」させようとするのは決して実現され得ない妄想である。わが共和国は、創建された初日から今日に至るまで数十年の間、日本だけでなく米国をはじめとする国際反動らの執拗な経済制裁を受けてきたが、それに対抗して自分が選択した道に従って、革命と建設を前進させる闘いに勝利してきた。

朝鮮民主主義人民共和国政府は、帝国主義反動らの経済的孤立圧殺政策に対する自力更生の革命精神を高く発揮し

て、自立的民族経済を建設して国家の経済力を絶えず強化することで応えた。朝鮮民主主義人民共和国に対する日本の経済孤立圧殺政策は、公認された国際関係の原則と新世紀の平和と緊張緩和に向かう全般的な国際情勢の流れに反しており、「朝・日平壤宣言」の精神にも反することである。

米国の対朝鮮敵対視政策に便乗して、国際的な「対朝鮮制裁包囲網の構築」を喧伝し、国際的に孤立することになった日本は、これを教訓として共和国に対する経済的孤立圧殺政策を直ちに中断するべきである。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]